

議案第19号

佐倉市地域包括支援センターの包括的支援事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市地域包括支援センターの包括的支援事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市地域包括支援センターの包括的支援事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐倉市地域包括支援センターの包括的支援事業に関する基準を定める条例（平成26年佐倉市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「。）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。